

福島第一原子力発電所 規則改正に伴う変更

2020年10月6日
東京電力ホールディングス株式会社



1. 背景・変更箇所

■ 背景

令和2年度より他の原子力施設に新しい検査制度（原子力規制検査）が導入される一方、福島第一原子力発電所については、廃炉作業に対するより効果的な規制を実施するため、実施計画を中心とした一体的な規制制度へと移行することを踏まえ、実施計画の変更を行う。併せて、過去の法令改正に合わせた実施計画の変更を行う。

主なポイントは以下の通り。

- 1F特例政令※¹及び1F規則※²の改正内容に合わせた変更
- 1F規則第5条（品質マネジメントシステム）に係る変更
- 定期安全レビューに係る条文の削除

※1：「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令」

※2：「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則」

■ 変更箇所

実施計画の変更箇所を次頁以降に示す。

1. 背景・変更箇所

■ 実施計画Ⅲ（1）

	実施計画Ⅲ記載箇所	変更概要
第1編	第2条の2 関係法令及び保安規定の遵守	一部変更
	第2条の3 安全文化の醸成	削除
	第3条 品質保証計画⇒品質マネジメントシステム計画	一部変更
	第5条 保安に関する職務	一部変更
	第7条 原子力発電保安運営委員会	一部変更
	第8条 原子炉主任技術者の選任	一部変更
	第9条 原子炉主任技術者の職務等	一部変更
	第10条 原子炉施設の定期的な評価	削除
	第12条 運転員の確保	一部変更
	第68条 保守管理⇒施設管理	一部変更
	第79条 所員への保安教育	一部変更
	第80条 協力企業従業員への保安教育	一部変更
	第81条 記録	一部変更
	第82条 報告	一部変更

1. 背景・変更箇所

■ 実施計画Ⅲ（2）

	実施計画Ⅲ記載箇所	変更概要
第2編	<p>第2条の2 関係法令及び保安規定の遵守</p> <p>第2条の3 安全文化の醸成</p> <p>第3条 品質保証計画⇒品質マネジメントシステム計画</p> <p>第5条 保安に関する職務</p> <p>第7条 原子力発電保安運営委員会</p> <p>第8条 原子炉主任技術者の選任</p> <p>第9条 原子炉主任技術者の職務等</p> <p>第9条の2 電気主任技術者の職務等</p> <p>第10条 原子炉施設の定期的な評価</p> <p>第11条 構成及び定義</p> <p>第12条 原子炉施設の運転員の確保</p> <p>第13条 巡視点検</p> <p>第79条 新燃料の運搬</p> <p>第107条 保守管理計画⇒施設管理計画</p> <p>第107条の3 溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施</p> <p>第118条 所員への保安教育</p> <p>第120条 記録</p> <p>第121条 報告</p>	<p>一部変更 削除</p> <p>一部変更</p> <p>一部変更</p> <p>一部変更</p> <p>一部変更</p> <p>一部変更</p> <p>一部変更</p> <p>一部変更</p> <p>削除</p> <p>一部変更</p> <p>一部変更</p> <p>一部変更</p> <p>一部変更</p> <p>一部変更</p> <p>一部変更</p> <p>削除</p> <p>一部変更</p> <p>一部変更</p>
第3編	<p>1 運転管理に係る補足説明</p> <p>1.6 安全確保設備等の運転責任者について</p>	一部変更

2. 変更内容

◆実施計画変更に係る規制内容の変更点と、それを受けた実施計画Ⅲの変更箇所は表の通り

適用規制	主な規制の変更点 (実施計画変更が必要な箇所)	実施計画Ⅲの変更点
(1) 1F規則	①第5条（品質マネジメントシステム）／第2条（定義） ⇒品質管理基準規則※3に係る変更	後述(3) (⑨～⑬) 参照
	②第12条（施設管理） ⇒「保守管理」から「施設管理」に変更 ⇒「事業者による検査」の要求が明記	<ul style="list-style-type: none"> ・第68条（施設管理） * 2編は107条 ⇒用語名称の変更 ・第3条（品質マネジメントシステム計画） 8.2.4 機器等の検査等 ⇒<u>自主検査等の実施</u>に関して明記
	③第14条（運転） ⇒「運転責任者」から「運転管理責任者」に名称変更	<ul style="list-style-type: none"> ・第12条（運転員の確保） ⇒用語名称の変更
	④第17条の2（原子炉主任技術者） ⇒原子炉主任技術者の1～6号機共通で選任可能	<ul style="list-style-type: none"> ・第8条（原子炉主任技術者の選任） ⇒改正内容を反映
	⑤第18条（事故故障等の報告） ⇒報告該当項目の変更（17項目→15項目）	<ul style="list-style-type: none"> ・第82条（報告） * 2編は121条 ⇒改正内容を反映
	⑥第3条（記録） ⇒他条項の改訂に伴う項目や用語名称の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・第81条（記録） * 2編は120条 ⇒改正内容を反映
	⑦全般 ⇒その他用語や条項構成の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・全般 ⇒改正内容を反映

※3：「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」

2. 変更内容

◆実施計画変更に係る規制内容の変更点と、それを受けた実施計画Ⅲの変更箇所は表の通り

適用規制	主な規制の変更点 (実施計画変更が必要な箇所)	実施計画Ⅲの変更点
(2) 1F特 例 政令	<p>⑧福島第一原子力発電所において5・6号炉も含めた発電所全体を実施計画を中心として一体的に規制することを目的として、原子炉等規制法における主に以下規定を適用除外とする規定が改正された (除外対象が1-4号炉から5,6号炉も加わった)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「使用前事業者検査」(法43条の3の11) ・「発電所原子炉施設の維持」 (法43条の3の14) ・「定期事業者検査」(法43条の3の16) ・「原子力規制検査」(法61条の2の2) 他 	<p>[いずれも2編のみ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条の2 (電気主任技術者の職務等) ・第107条の3 (溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施) ・第120条 (記録) ⇒左記適用除外を受け、「定期事業者検査」「溶接事業者検査」に係る記載を削除
		<p>[いずれも2編のみ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第11条 (構成及び定義) 他 ⇒明らかに5・6号炉の実態にそぐわない記載の見直しを図る 例) 「定検停止」等

2. 変更内容

◆実施計画変更に係る規制内容の変更点と、それを受けた実施計画Ⅲの変更箇所は表の通り

適用規制	主な規制事項 (実施計画変更が必要な箇所)	実施計画Ⅲの変更点
(3) 品質管理基準規則	⑨第48条 (機器等の検査等) ⇒「検査の独立性を確保」の要求が明記	・第3条 (品質マネジメントシステム計画) 8.2.4 機器等の検査等 ⇒独立性の確保に関する内容を追記
	⑩第4条 (品質マネジメントシステムに係る要求事項) 第5項 ⇒「健全な安全文化を育成・維持」の要求が明記	・第2条の3 (安全文化の醸成) ⇒条項削除（3条に要求事項を移行） ・第3条 (品質マネジメントシステム計画) 4.1 一般要求事項 5.3 品質方針 ⇒要求事項を明記 ・第3条 (品質マネジメントシステム計画) 4.2 文書化に関する要求事項 ⇒マニュアル名称変更（第2条の2に係る法令遵守のマニュアルと分割）
	⑪第4条 (品質マネジメントシステムに係る要求事項) 第4項 ⇒「リスク管理」の要求が明記	・第3条 (品質マネジメントシステム計画) 4.2 文書化に関する要求事項 ⇒リスクを管理するQMSマニュアルを制定

2. 変更内容

◆実施計画変更に係る規制内容の変更点と、それを受けた実施計画Ⅲの変更箇所は表の通り

適用規制	主な規制事項 (実施計画変更が必要な箇所)	実施計画Ⅲの変更点
(3) 品質管理基準規則	⑫第13条（品質マネジメントシステムの計画） ⇒「変更管理」の要求が明記	・第3条（品質マネジメントシステム計画） 4.2 文書化に関する要求事項 ⇒変更を管理するQMSマニュアルを制定
	⑬全般（1～54条） ⇒様々な要求事項を明記	・第3条（品質マネジメントシステム計画） ⇒要求事項で明文化されていない内容を明記 ⇒用語の変更 (例：予防処置→未然防止処置)
(4) その他	⑭定期安全レビューの適用除外※ ※過去の法令改正	・第10条（原子炉施設の定期的な評価） ⇒条項削除 ・第7条（原子力発電保安運営委員会） ⇒該当項目削除
	⑮その他	・全般 ⇒前述①～⑯の変更に派生する変更を実施 (例：呼び込み条文番号の修正 等) ⇒マニュアル名称にある記号番号の削除

福島第一原子力発電所 規則改正に伴う変更

補正内容説明資料

1. 背景

- 令和2年度より他の原子力施設に新しい検査制度（原子力規制検査）が導入される一方、福島第一原子力発電所については、廃炉作業に対するより効果的な規制を実施するため、実施計画を中心とした一体的な規制制度へと移行することを等踏まえ、2020/6/29に実施計画の変更認可申請を行った。
- 今般、一部通常炉と同様の規定が残っていた5・6号の保守管理について、5・6号の現状に合わせた条文への変更や、第1編（1～4号）の記載を第2編（5・6号）と可能な限り同様の記載に変更することの検討が纏まつたことから、施設管理に係る補正を行う。
- 併せて、以下の条文について変更を行う。
 - ・第3条（品質マネジメントシステム計画）・・・語句等の変更
 - ・第81条／第120条（記録）・・・語句の変更
 - ・第1編冒頭部分・・・1F規則※改正内容の反映、記載の適正化

※「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則」

2. 補正変更箇所一覧

	補正該当章	補正該当箇所・条文	変更概要
実施計画 全体目次	—	実施計画Ⅲ 第3編 4.保守管理に係る補足説明	「保守管理」⇒「施設管理」への語句の変更
実施計画Ⅲ 第1編	—	冒頭	1F規則改正内容の反映、1Fの現状に合わせた記載へ変更
	第2章	第3条 品質保証計画 ⇒ 品質マネジメントシステム計画	語句等の変更
	第2章	第5条 保安に関する職務	施設管理に関して追記
	第8章	第68条 保守管理 ⇒ 施設管理計画	第2編と同様の記載へ変更
	第11章	第81条 記録	語句の変更
実施計画Ⅲ 第2編	第2章	第3条 品質保証計画⇒品質マネジメントシステム計画	語句等の変更
	第2章	第5条 保安に関する職務	施設管理に関して追記
	第4章	第13条 巡視点検	第107条と合わせた変更
	第8章	第107条 保守管理計画⇒施設管理計画	JEAC4209由来の記載から1Fの現状に合わせた記載へ変更、巡視・自主検査に関して追記
	第12章	第120条 記録	語句の変更
実施計画Ⅲ 第3編	—	4.保守管理に係る補足説明	一部変更

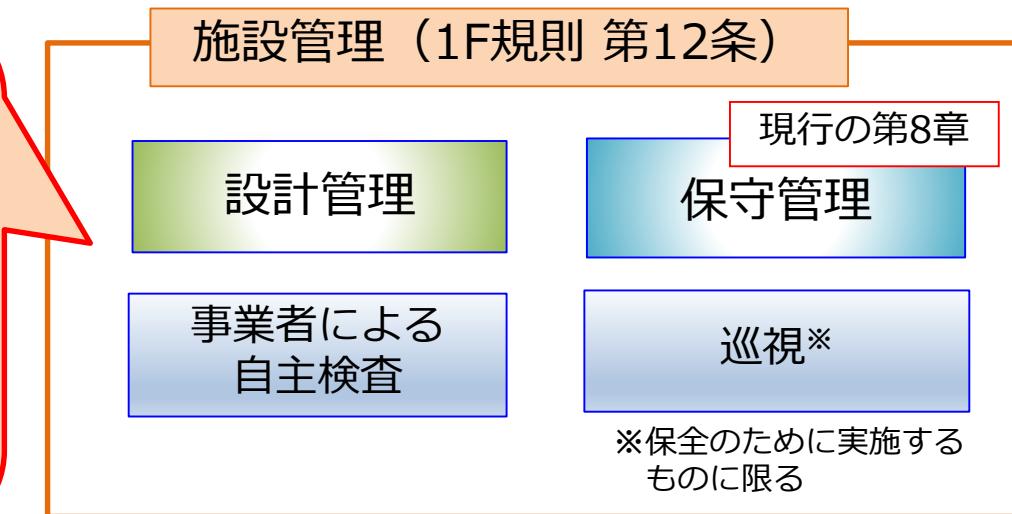
3. 施設管理に関する補正内容の基本的考え方

【1F規則 第12条 第1項での定義】

【従前：保守管理】発電用原子炉施設の保全のために行う点検，試験，検査，補修，取替え，改造その他の必要な措置

【改正：施設管理】発電用原子炉施設の保全のために行う設計，工事，巡視，点検，検査その他の施設の管理

「設計管理」，「巡視」，「保守管理」は、従来より実施計画Ⅲ 第3条，第13条，第68条（1～4号）／107条（5・6号）で記載されているものであり、施設管理となっても現状の業務運用に大きな変更は生じない。
また、「自主検査」についても既にマニュアルが整備され、4月から実運用が開始されている状況。



【第8章（施設管理）に関する補正方針】

- ✓ 設計管理，自主検査，巡視について、施設管理の一貫として読み取れるよう、第3条（設計管理，自主検査に関して記載）や第13条（巡視に関して記載）と紐づいた記載に変更。
- ✓ 実施計画には大項目を記載し、細則は社内のマニュアル・ガイド側に記載。
- ✓ 5・6号炉のプラント状態に合わせて記載を変更。
- ✓ 第1編（1～4号）の記載を第2編（5・6号）の記載へ統一。

4. 変更内容の概要（1／4）

■補正変更箇所・概要

◆実施計画変更に係る規制内容の変更点と、それを受けた実施計画Ⅲの変更箇所は表の通り

適用規制	主な規制の変更点 (実施計画変更が必要な箇所)	実施計画Ⅲの変更点
(1) 1F規則 (第12 条：施設 管理)	<p>①適用範囲が変更 (変更前) 保守管理：点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置 (変更後) 施設管理：設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1偏／第2編 第5条 (保安に関する職務) ・第1編 第68条/第2編 第107条 (施設管理) ・第3編 4. 施設管理のうち、保全計画策定に係る補足説明 ⇒改正の主旨に沿うよう反映
	<p>②上記に伴い、用語の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保守管理」 ⇒ 「施設管理」 ・「保守管理方針」 ⇒ 「施設管理方針」 ・「保守管理目標」 ⇒ 「施設管理目標」 ・「保守管理の実施に関する計画」 ⇒ 「施設管理実施計画」 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1編 第68条/第2編 第107条 (施設管理) <p>⇒用語名称の変更</p>
	<p>③「施設管理実施計画に関する要求の変更・追加」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計及び工事に関すること ・巡視に関すること ・点検、検査等の方法、実施頻度及び時期 ・工事及び点検等を実施する際の保安の確保のための措置 ・設計、工事、点検等の結果の確認及び評価の方法 ・上記の結果を踏まえた処置（品質管理基準規則に規定する未然防止処置を含む）に関すること 	<p>第1編 第68条/第2編 第107条 (施設管理)</p> <p>⇒改正の主旨に沿うよう反映</p>

4. 変更内容の概要（2／4）

◆実施計画変更に係る規制内容の変更点と、それを受けた実施計画Ⅲの変更箇所は表の通り

適用規制	主な規制の変更点 (実施計画変更が必要な箇所)	実施計画Ⅲの変更点
(1) 1F規則 (第12 条：施設 管理)	<p>④「特別な措置」について、以下の通り表現が変更 (変更前)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその保守管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号における特別な措置を講ずること。 <p>(変更後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電用原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、～以降、上記従前の記載と同様～ <p>⑤設置又は変更の工事をした場合の使用開始前の自主検査について、以下の条文が追加設置又は変更の工事をした場合は、その使用の開始前に検査を行い、当該発電用原子炉施設が次の各号のいずれにも適合している事を確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 工事が実施計画に従い行われたものであること ロ 実施計画に定めた性能を有するものであること <p>⑥原子炉施設における定期的な自主検査について、以下の条文が追加 使用を開始した発電用原子炉施設について、定期に検査を行い、当該発電所原子炉施設が実施計画に定められた性能を有するものであることを確認すること。</p>	<p>第1編 第68条/第2編 第107条 (施設管理) ⇒改正の主旨に沿うよう反映</p> <p>※なお、今回の実施計画変更認可以降に、施設管理を行う観点から特別な状態になった場合（例えば、地震・事故等により実施計画に定める各設備に長期的な停止を伴った保全を実施する等）に「特別な措置（特別な保全計画の策定等）を講ずる」事とする。</p>
		<p>第1編 第68条/第2編 第107条 (施設管理) ⇒第3条の8.2.4（機器等の検査等）に基づき実施する旨を反映。</p>

4. 変更内容の概要（3／4）

◆実施計画変更に係る規制内容の変更点と、それを受けた実施計画Ⅲの変更箇所は表の通り

適用規制	主な規制の変更点 (実施計画変更が必要な箇所)	実施計画Ⅲの変更点
(2) 品質管理基準規則	⑦第27条～33条（設計開発計画に関する条文）	第1編 第68条/第2編 第107条（施設管理） ⇒第3条の7.3（設計・開発）に基づき実施する旨を反映。
	⑧第48条（機器等の検査等）	第1編 第68条/第2編 第107条（施設管理） ⇒第3条の8.2.4（機器等の検査等）に基づき実施する旨を反映。
	⑨第52条（是正措置等） 第53条（未然防止処置）	第1編 第68条/第2編 第107条（施設管理） ⇒第3条の8.5.2（是正措置等）、8.5.3（未然防止処置）に基づき実施する旨を反映。
(3) 1F 特例政令	⑩炉規制法の要求が1～4号機と同様に5・6号機も除外された。 ⇒「発電用原子炉施設の維持」（法43条の3の14）	第1編 第68条/第2編 第107条（施設管理） ⇒重要度分類指針に基づき保全対象範囲や保全重要度を設定していたのを、「重要度分類指針を参考に」に変更。

4. 変更内容の概要（4／4）

◆実施計画変更に係る規制内容の変更点と、それを受けた実施計画Ⅲの変更箇所は表の通り

適用規制	主な変更点 (実施計画変更が必要な箇所)	実施計画Ⅲの変更点
(4) その他	⑪用語の定義を追加 ⑫第2編（107条）の細則を削除、 第1編（68条）と第2編（107条）の記載を統一	第1編 第68条/第2編 第107条（施設管理） 「保全」、「工事」、「工事管理」の定義を追加 <ul style="list-style-type: none"> 実施計画上は大項目のみ記載して細則は削除し、細則は社内マニュアル・ガイド側に記載する。 実施計画Ⅲ 第8章（保守管理）については、1～4号炉側と5・6号炉側で記載が相違していたため、今回の変更認可申請に合わせて、記載内容を統一する。 ⇒1F規則・1F特例政令の改訂、品質管理基準規則の制定内容を遵守しつつ、5・6号炉側の実施計画Ⅲ 第8章（施設管理）の記載内容を見直し、1～4号炉側の第8章（施設管理）も同様の記載とする。
	⑬1F規則第11条（巡視点検）が削除され、 第12条（施設管理）に統合	第2編 第13条（巡視点検） 1F規則第11条（巡視点検）で規定されていた具体的な巡視対象が削除されたため、1Fの実態に合わせた記載に変更
	⑭記載の適正化	第1編冒頭、第1編/第2編 第3条 （品質マネジメントシステム計画） 語句等の変更 措置⇒処置 他

品質管理基準規則追加 21 項目の整理

No	追加項目	主な品質管理基準規則条項	第 3 条条項	具体的反映内容
1	品質管理基準規則の目的の明確化	第 1 条	1.	・第 3 条の目的に、品質管理基準規則の目的となる原子力の安全の確保を明示。
2	リスクを考慮したグレード分けの明確化	第 4 条第 2 項第 2 号, 3 号 第 4 条第 7 項	4. 1(2) b), c) 4. 1(3)	・原子力安全に対するリスク（原子力安全に影響する自然災害や人為による事象及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさ）を考慮したグレード分けを適用することを明確化。
3	経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	第 9 条 第 16 条第 2 項	5. 1 5. 5. 3(2)	・社長が、原子力安全のためのリーダーシップを發揮し、責任を持って QMS を構築及び実施することを明確化し、具体的には経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップに定める各事項の実施を通じて実証する。 ・管理者がリーダーシップを發揮し、具体的には管理者の(2)項に示す各事項について取り組む。
4	法令遵守及び規制要件の反映の明確化	第 4 条第 3 項	4. 1(4) 5. 6. 3(1) e)	・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項を文書で明確化。 ・マネジメントレビューからのアウトプットに「関係法令の遵守に関する改善」を追加。
5	経営責任者の健全な安全文化醸成活動の明確化	第 4 条第 5 項 第 9 条第 1 項第 3 号 第 11 条	4. 1(6) 5. 1 c) 5. 3	・健全な安全文化を醸成する取組みを実施することを明確化（品質方針、マネジメントレビューインプット・アウトプット）。
6	技術的要因、人的要因及び組織的要因間の相互作用の重要性が考慮された全体的なアプローチの取り組みの明確化	第 4 条第 5 項 第 11 条第 1 項 第 22 条第 1 項	4. 1(6) 5. 3 6. 2. 1	・人的要因、技術的要因及び組織的要因間の相互作用（ITO）を適切に考慮して、健全な安全文化を醸成することを明確化（品質方針、要員の力量の確保及び教育訓練）。
7	部門間の係わり、外部との対応を追加（責任と権限）	第 14 条 第 17 条 第 26 条	5. 5. 1 5. 5. 4 7. 2. 3	・組織内および組織外とのコミュニケーションを含めた、部門及び要員の責任（組織の内外に対し業務の内容について説明する責任を含む。）と権限を明確化。
8	試験・検査を行う者の独立の確保の明確化	第 48 条第 5 項	8. 2. 4(5)	・原子力安全上の重要度に応じた検査及び試験要員の独立性の確保の明確化。
9	管理者の自己アセスメントの追加	第 16 条第 3 項	5. 5. 3(3)	・管理者は、所掌する業務に関するセルフアセスメントを実施するとともに。これには安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る評価等を含めることを明確化。
10	内部監査を行う者の独立性の明確化	第 46 条第 5 項	8. 2. 2(5)	・監査に関わる管理者及び監査員に自らの業務又は管理下にある業務に関する監査をさせてはならないことを明確化。
11	調達プロセスへのフリーアクセス権の確保を追加	第 35 条第 2 項	7. 4. 2(2)	・供給者の工場等で当社が行う検査等の保安活動の実施状況を原子力安全規制当局が確認する際に当該工場等への立ち入りを行う場合があることを、調達要求事項に追加。
12	調達プロセスへの一般産業用工業品の管理要求を追加	第 34 条第 2 項 第 35 条第 1 項第 6 号	7. 4. 1(2) 7. 4. 2(1) f)	・一般産業用工業品を原子炉施設に組み込む場合において、当該一般産業用工業品に係る情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達要求事項に適合していることを評価する管理の方法及び程度を追加。
13	マネジメントレビューインプット項目の追加（資源、リスク）	第 19 条第 1 項 第 12 号, 13 号	5. 6. 2 1), m)	・マネジメントレビューのインプット項目に、品質方針に影響を与える内外の課題及び資源の妥当性を追加。
14	監視測定の監視に P I を活用	第 4 条第 4 項第 3 号 第 47 条第 2 項	4. 1(5) c) 8. 2. 3(2)	・プロセスの監視測定の方法の 1 つとしてパフォーマンスを示す指標（PI (Performance Indicator)）を判断基準及び方法として活用することを明確化。
15	安全とセキュリティのリスク管理（潜在的な影響的）を追加	第 4 条第 4 項第 8 号	4. 1(5) h)	・原子力安全に影響を及ぼす可能性がある要素のうち、セキュリティと原子力安全に係る対策が相互に与える潜在的な影響を特定し、解決することを明確化。
16	プロセスの妥当性確認とレビューを行う者の明確化	第 7 条第 2 項第 1 号, 2 号, 3 号	4. 2. 3(2) a), b), c)	・文書の作成、更新に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること及び審査対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させることを明確化。
17	文書の保護、不適切使用防止を追加	第 7 条第 1 項	4. 2. 3(1)	・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止、文書の組織外への流出等の防止を図ることを明確化。
18	文書改訂手続きと入力情報（根拠）の管理を追加	第 7 条第 1 項、2 項	4. 2. 3(2)	・文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを明確化。
19	プロセス及び組織変更管理の追加	第 13 条第 2 項 第 23 条第 3 項	5. 4. 2(2) 7. 1(3)	・プロセスや組織などのQMS の変更を計画し、実施する場合には、その変更がQMS の全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれているようにすることを明確化。
20	外部からの要員確保を追加	第 4 条第 6 項 第 22 条第 2 項第 2 号	4. 1(7) 6. 2. 2 b)	・外部から調達により要員を確保することを決めた場合には、その範囲を明確にすることを明確化。
21	不適合・是正処置の見直し（未然防止含む）追加	第 50 条第 2 項第 3 号 第 52 条	8. 4(2) c) 8. 5. 2	・是正処置の対象を、不適合には至らなかった事象又は原子炉施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象（未然防止処置を含む。）にまで拡大するとともに、広範囲の情報を収集、分析、評価し改善の機会を捉えるための仕組みを構築。

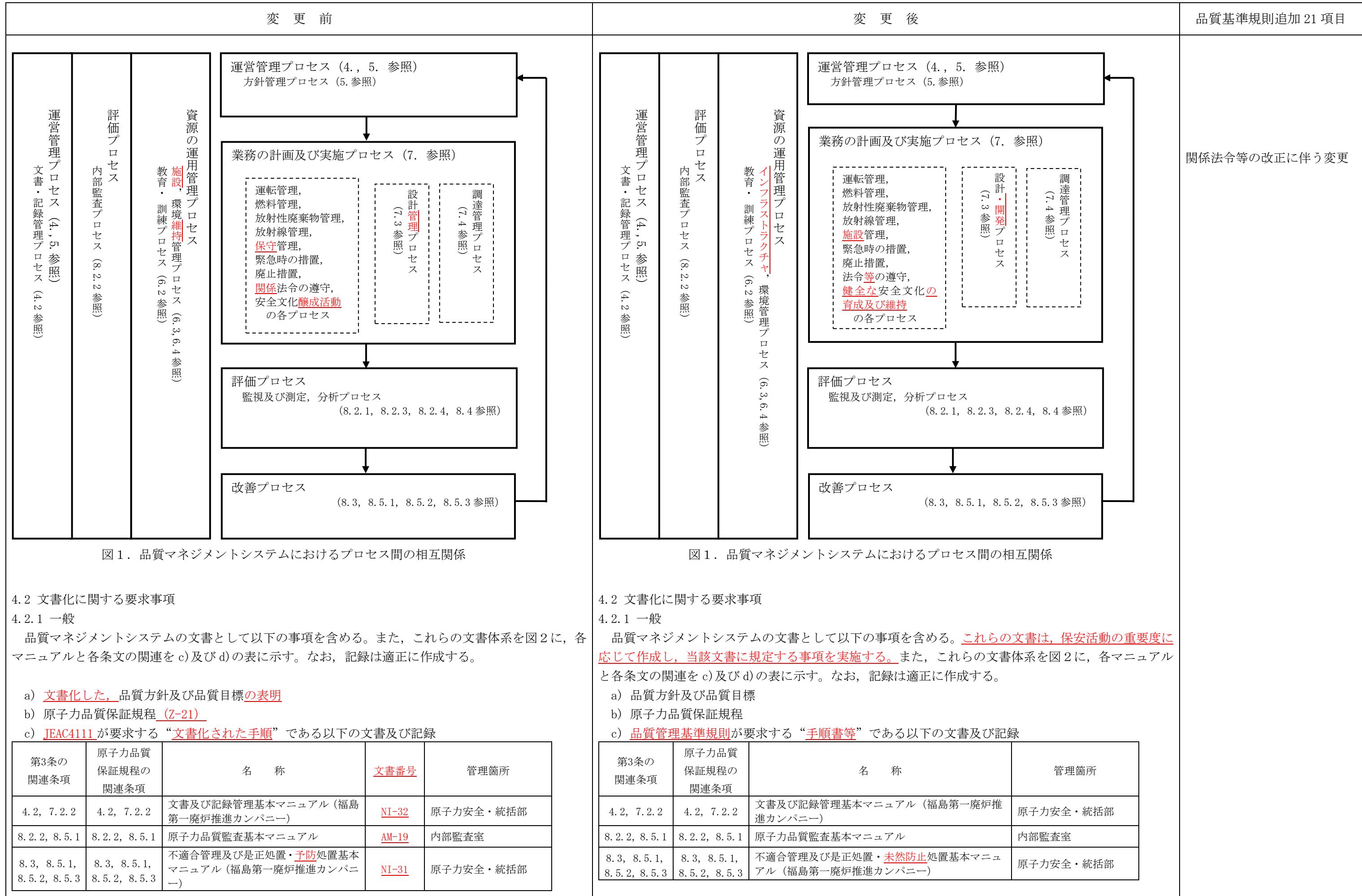
福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	品質基準規則追加 21 項目
<p>(品質保証計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>【品質保証計画】</p> <p>1. 目的 本品質保証計画は、福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」（以下「JEAC4111」という。）に基づく品質マネジメントシステムに、安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めた、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 用語の定義 以下を除き JEAC4111 の定義に従う。 特定原子力施設：福島第一原子力発電所を構成する構築物、系統及び機器等の総称 <u>原子力施設情報公開ライプラリー</u>：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう。（以下「ニューシア」という。） BWR 事業者協議会：国内 BWR プラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条において同じ。）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 組織は、次の事項を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を「Z-21 原子力品質保証規程」に定める。 b) これらのプロセスの順序及び相互関係を図1のとおりとする。 c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。 d) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。 e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。 f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。 g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合がとれたものにする。 h) 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。 	<p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>1. 目的 本品質マネジメントシステム計画は、福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に従って、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善するとともに、安全文化及び安全のためのリーダーシップによって原子力の安全を確保することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 用語の定義 以下を除き品質管理基準規則の定義に従う。 (1) 特定原子力施設：福島第一原子力発電所を構成する構築物、系統及び機器等の総称 (2) ニューシア：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライプラリー）のことをいう。 (3) BWR 事業者協議会：国内 BWR プラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条及び第68条において同じ。）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの実効性を維持するため、継続的に改善する。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更 追加 21 項目 No. 1</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	品質基準規則追加 21 項目
<p>(3) 組織は、<u>品質マネジメントシステムの運用において</u>、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）に基づく重要性を基本として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づく重要性に加えて必要に応じて以下の事項を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) プロセス及び特定原子力施設の複雑性、独立性、又は斬新性の程度 b) プロセス及び特定原子力施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度 c) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度 d) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度 e) 運転開始後の特定原子力施設に対する保守、供用期間中検査及び取替えの難易度 <p>(4) 組織は、これらのプロセスを、本品質保証計画に従って運営管理する。</p>	<p>(2) 組織は、<u>保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、以下の事項を適切に考慮し</u>、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）を参考として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) <u>業務・特定原子力施設又は組織の重要度及びこれらの複雑さの程度</u> b) <u>特定原子力施設の品質又は業務に関連する原子力安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</u> c) <u>機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</u> <p>(3) 組織は、<u>保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u></p> <p>(4) 組織は、<u>特定原子力施設に適用される法令・規制要求事項を明確に認識し、「文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき各基本マニュアル等に明記する（7.2.1 参照）。</u></p> <p>(5) 組織は、<u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを「原子力品質保証規程」に定め、次の事項を実施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。 b) <u>これらのプロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図1のとおりとする。</u> c) <u>これらのプロセスの運用及び管理のいずれもの実効性の確保に必要なパフォーマンスを示す指標（Performance Indicator）（以下「PI」という。）、並びに判断基準及び方法を明確にする。</u> d) <u>これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報を利用できる体制を確保する。これには、責任及び権限の明確化を含める。</u> e) <u>これらのプロセスの運用状況を監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</u> f) <u>これらのプロセスについて、計画の目的を達成するため、かつ、実効性を維持するために必要な処置（プロセスの変更を含む。）をとる。</u> g) <u>これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合がとれたものにする。</u> h) <u>原子力安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力安全に与える潜在的な影響と、原子力安全に係る対策がセキュリティに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</u> <p>(6) 組織は、<u>安全文化として目指している状態を含め「健全な安全文化の育成及び維持に係る基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」を定めるとともに、技術的、人的及び組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取り組みを通じて、健全な安全文化を育成し、及び維持する。</u></p> <p>(7) 組織は、<u>業務・特定原子力施設に係る要求事項（法令・規制要求事項を含む。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託</u>することを決めた場合には、<u>当該プロセスの管理を確実にする。</u></p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p> <p>追加 21 項目 No. 2</p> <p>追加 21 項目 No. 4</p> <p>追加 21 項目 No. 14 4.1 一般要求事項(5)c) 1F 特有</p> <p>追加 21 項目 No. 15</p> <p>追加 21 項目 No. 5, 6</p> <p>追加 21 項目 No. 20</p>
<p>(5) 組織は、<u>原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソース</u>することを決めた場合には、<u>「7.4 調達」に従ってアウトソースしたプロセスの管理を確実にする。</u></p>		

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）



4.2 文書化に関する要求事項

4.2.1 一般

品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。

- a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明
- b) 原子力品質保証規程 (Z-21)
- c) JEAC4111が要求する“文書化された手順”である以下の文書及び記録

第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	文書番号	管理箇所
4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）	NI-32	原子力安全・統括部
8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	AM-19	内部監査室
8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）	NI-31	原子力安全・統括部

4.2 文書化に関する要求事項

4.2.1 一般

品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。これらの文書は、保安活動の重要度に応じて作成し、当該文書に規定する事項を実施する。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。

- a) 品質方針及び品質目標
- b) 原子力品質保証規程
- c) 品質管理基準規則が要求する“手順書等”である以下の文書及び記録

第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	管理箇所
4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）	原子力安全・統括部
8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	内部監査室
8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）	原子力安全・統括部

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前					変更後					品質基準規則追加 21 項目	
d) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した記録を含む文書 ①以下の文書					d) 組織内のプロセスの実効的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した文書及び記録 ①以下の文書					関係法令等の改正に伴う変更	
第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名 称	文書番号	管理箇所	第3条以外の関連条文	第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名 称	管理箇所	第3条以外の関連条文	
5. 4. 1, 8. 2. 3, 8. 4, 8. 5. 1	5. 4. 1, 8. 2. 3, 8. 4, 8. 5. 1	セルフアセスメント実施基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	NI-37	原子力安全・統括部	第10条	5. 4. 1, 8. 2. 1, 8. 2. 3, 8. 4, 8. 5. 1	セルフアセスメント実施基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	原子力安全・統括部	二		
5. 5. 4	5. 5. 4	保安管理基本マニュアル	DG-24	廃炉安全・品質室	第6条～第9条の3	5. 4. 2	5. 4. 2	原子力リスク管理基本マニュアル	プロジェクトマネジメント室	二	
5. 6, 8. 5. 1	5. 6, 8. 5. 1	マネジメントレビュー実施基本マニュアル	QA-18	業務統括室	—	5. 4. 2, 7. 1	5. 4. 2, 7. 1	変更管理基本マニュアル	業務統括室	二	
6. 2	6. 2	教育及び訓練基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	NH-30	原子力人財育成センター	第79条～第81条	5. 5. 4	5. 5. 4	保安管理基本マニュアル	廃炉安全・品質室	第6条～第9条の3	
6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, 7. 5, 7. 6, 8. 2. 4	6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, 7. 5, 7. 6, 8. 2. 4	運転管理基本マニュアル	QI-51	建設・運用・保守センター	第12条, 第13条, 第15条～第16条の2, 第18条～第29条, 第33条, 第40条の2, 第81条, 第82条	5. 6, 8. 5. 1	5. 6, 8. 5. 1	マネジメントレビュー実施基本マニュアル	業務統括室	—	
6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, 7. 5, 7. 6	6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, 7. 5, 7. 6	燃料管理基本マニュアル	QD-52	プール燃料取り出しプログラム部	第13条, 第34条～第37条, 第81条	6. 2	6. 2	教育及び訓練基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	原子力人財育成センター	第79条～第81条	
		放射性廃棄物管理基本マニュアル	QJ-54	防災・放射線センター	第38条, 第39条, 第41条～第43条, 第81条			燃料管理基本マニュアル	プール燃料取り出しプログラム部	第13条, 第34条～第37条, 第81条	
		保守管理基本マニュアル	QI-55	建設・運用・保守センター	第29条, 第68条, 第81条			放射性廃棄物管理基本マニュアル	防災・放射線センター	第38条, 第39条, 第41条～第43条, 第81条	
		放射線管理基本マニュアル	QJ-53	防災・放射線センター	第45条～第67条, 第81条			施設管理基本マニュアル	建設・運用・保守センター	第29条, 第68条, 第81条	
		原子力災害対策基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	NM-79	原子力運営管理部	第69条～第78条			放射線管理基本マニュアル	防災・放射線センター	第45条～第67条, 第81条	
6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, 7. 3, 7. 4, 7. 5, 7. 6, 8. 2. 4	6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, 7. 3, 7. 4, 7. 5, 7. 6, 8. 2. 4	廃止措置基本マニュアル	DF-57	プロジェクトマネジメント室	第12条, 第13条, 第16条～第26条の2, 第38条～第40条, 第41条～第43条, 第45条～第78条, 第81条	6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, 7. 5, 7. 6	6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, 7. 5, 7. 6, 8. 2. 4	運転管理基本マニュアル	建設・運用・保守センター	第12条, 第13条, 第15条～第16条の2, 第18条～第29条, 第33条, 第40条の2, 第81条, 第82条	
7. 1, 7. 2. 1, 7. 5	7. 1, 7. 2. 1, 7. 5	法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	NI-ZO-9-80	原子力安全・統括部	第2条の2, 第2条の3	6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, 7. 3, 7. 4, 7. 5, 7. 6, 8. 2. 4	6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, 7. 3, 7. 4, 7. 5, 7. 6, 8. 2. 4	廃止措置基本マニュアル	プロジェクトマネジメント室	第12条, 第13条, 第16条～第26条の2, 第38条～第40条, 第41条～第43条, 第45条～第78条, 第81条	
7. 2. 3, 8. 2. 1	7. 2. 3, 8. 2. 1	外部コミュニケーション基本マニュアル	DF-21	プロジェクトマネジメント室	—	7. 1, 7. 2. 1, 7. 5	7. 1, 7. 2. 1, 7. 5	法令等の遵守に係る活動基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	原子力安全・統括部	第2条の2	
8. 2. 4	8. 2. 4	検査及び試験基本マニュアル	DG-13	廃炉安全・品質室	第68条, 第81条	7. 2. 3, 8. 2. 1	7. 2. 3, 8. 2. 1	健全な安全文化の育成及び維持に係る基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	原子力安全・統括部	—	
7. 4	7. 4	調達管理基本マニュアル	QH-14	計画・設計センター	—	7. 3	7. 3	外部コミュニケーション基本マニュアル	プロジェクトマネジメント室	—	
7. 4	7. 4	原子燃料調達基本マニュアル	QD-15	プール燃料取り出しプログラム部	—	7. 4	7. 4	調達管理基本マニュアル	計画・設計センター	—	
(中略)					(中略)						

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	品質基準規則追加 21 項目
<p>4.2.2 品質マニュアル 組織は、品質マニュアルとして本品質保証計画を含む「<u>Z-21 原子力品質保証規程</u>」を作成し、維持する。制定・改訂権限者は社長とする。</p>	<p>4.2.2 品質マニュアル (1) 組織は、品質マニュアルとして本品質マネジメントシステム計画に定める要求事項を含む「原子力品質保証規程」を作成し、維持する。制定・改訂権限者は社長とする。 (2) 「原子力品質保証規程」には、次の事項を含める。 a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 b) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項 c) 品質マネジメントシステムの適用範囲 d) 品質マネジメントシステムについて確立された“手順書等”又はそれらを参照できる情報 e) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p>	関係法令等の改正に伴う変更
<p>4.2.3 文書管理 (1) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、「NI-32 文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。また、記録は、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) 次の活動に必要な管理を「NI-32 文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に規定する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。 b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</p> <p>c) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。 d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。 e) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。 f) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。 g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</p>	<p>4.2.3 文書管理 (1) 組織は、品質マネジメントシステムに必要な文書を、「文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。これには次の事項を含める。 a) 組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止 b) 文書の組織外への流出等の防止 c) 4.2.1 c) 及び d) ①の文書の制定及び改訂に係るレビューの結果、当該レビューの結果に基づき講じた処置並びに当該制定及び改訂を承認した者に関する情報の維持 また、記録は、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。 (2) 組織の要員が判断及び決定に当たり適切な文書を利用できるよう、次の活動に必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に規定する。これには、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含める。 a) 発行前に、文書の妥当性をレビューし、承認する。 b) 文書の改訂の必要性についてレビューする。また、改訂に当たっては、a)と同様にその妥当性をレビューし、承認する。 c) a)及びb)のレビューを行う際には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。 d) 文書の変更の識別及び最新の改訂状況の識別を確実にする。 e) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用しやすい状態にあることを確実にする。 f) 文書は、読みやすくかつ容易に内容を把握することができるようになる。 g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。 h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを保持する場合には、その目的にかかるず、これを識別し管理する。</p>	<p>追加 21 項目 No. 17</p> <p>追加 21 項目 No. 18</p> <p>追加 21 項目 No. 16</p> <p>追加 21 項目 No. 16</p> <p>追加 21 項目 No. 16</p>
<p>4.2.4 記録の管理 (1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。 (2) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「NI-32 文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に規定する。 (3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能であるようにする。</p>	<p>4.2.4 記録の管理 (1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にし、保安活動の重要度に応じて管理する。 (2) 記録は、読みやすく、容易に内容を把握することができるとともに、識別可能かつ検索可能なように作成する。 (3) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に規定する。</p>	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	品質基準規則追加 21 項目
<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.1 経営者のコミットメント 社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。 b) 品質方針を設定する。 c) 品質目標が設定されることを確実にする。 d) マネジメントレビューを実施する。 e) 資源が使用できることを確実にする。 f) 安全文化を醸成するための活動を促進する。 <p>5.2 原子力安全の重視 社長は、原子力を最優先に位置付け、業務・特定原子力施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする（7.2.1 及び 8.2.1 参照）。</p> <p>5.3 品質方針 社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 東京電力の経営理念に対して適切である。 b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。 d) 組織全体に伝達され、理解される。 e) 適切性の持続のためにレビューされる。 f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。 <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・特定原子力施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7.1 (3) a) 参照）を設定することを確実にするために、「NI-37 セルフアセスメント実施基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」を定めさせる。</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。</p>	<p>5. 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力安全のためのリーダーシップを發揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立及び実施させるとともに、その実効性の維持及び継続的な改善を、次の業務を行うことによって実証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 品質方針を設定する。 b) 品質目標が設定されることを確実にする。 c) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすることを確実にする。 d) マネジメントレビューを実施する。 e) 資源が使用できることを確実にする。 f) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全を確保することの重要性を組織内に周知する。 g) 担当する業務について理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。 h) すべての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようとする。 <p>5.2 原子力安全の確保の重視 社長は、組織の意思決定の際には、業務・特定原子力施設に対する要求事項に適合し（7.2.1 及び 8.2.1 参照）、かつ、原子力安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>5.3 品質方針 社長は、品質方針（健全な安全文化の育成及び維持に関するものを含む。）について、次の事項を確実にする。 なお、健全な安全文化の育成及び維持に関するものは、技術的、人的及び組織的な要因並びにそれらの相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすことを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 組織の目的及び状況に対して適切である。 b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善に対するコミットメントを含む。 c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。 d) 組織全体に伝達され、理解される。 e) 適切性の持続のためにレビューされる。 f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。 <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、「セルフアセスメント実施基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・特定原子力施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7.1 (3) b) 参照）が設定されることを確実にする。また、品質目標には、達成するための計画として次の事項を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 実施事項 b) 必要な資源 c) 責任者 d) 実施事項の完了時期 e) 結果の評価方法 <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更 追加 21 項目 No. 3</p> <p>追加 21 項目 No. 5</p> <p>追加 21 項目 No. 5, 6</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	品質基準規則追加 21 項目
<p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、<u>次の事項を確実にする。</u></p> <p>a) <u>品質目標に加えて 4.1 に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合が取れるよう管理する。</u></p>	<p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 <u>(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が、4.1に規定する要求事項を満たすように策定されていることを確実にする。</u></p> <p><u>(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、実施される場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合が取れているようにするために、「変更管理基本マニュアル」に基づき管理することを確実にする。この変更には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じうる軽微な変更を含む。）を含める。</u> <u>品質マネジメントシステムの変更の計画、実施に当たっては、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（組織の活動として実施する、当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持</u></p> <p>c) <u>資源の利用可能性</u></p> <p>d) <u>責任及び権限の割り当て</u></p> <p><u>(3) 社長は、「原子力リスク管理基本マニュアル」に基づき、リスク情報が活用され、品質マネジメントシステムの実効性が継続的に改善されていることを確実にする。</u></p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p> <p><u>追加 21 項目 No. 19</u></p>
<p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、全社規程である「<u>Z-10 職制および職務権限規程</u>」を踏まえ、<u>保安活動を実施するための責任及び権限</u>が第5条（保安に関する職務）、第9条（原子炉主任技術者の職務等）及び第9条の2（電気主任技術者の職務等）に定められ、組織全体に周知されていることを確実にする。また、社長は第4条（保安に関する組織）に定める組織以外の全社組織による、「<u>Z-10 職制および職務権限規程</u>」に基づく保安活動への支援を確実にする。<u>なお、組織の要員は、自らの職務の範囲において、保安活動の内容について説明する責任を有する。</u></p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 社長は、内部監査室長及び廃炉・汚染水対策最高責任者を管理責任者に任命し、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限を与える。</p> <p>(2) 内部監査室長の管理責任者としての責任及び権限</p> <p>a) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムの<u>成果を含む実施</u>状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 内部監査プロセスを通じて、組織全体にわたって、<u>関係法令の遵守及び</u>原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>(3) 廃炉・汚染水対策最高責任者の管理責任者としての責任及び権限</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス（内部監査プロセスを除く。）の確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステム（内部監査プロセスを除く。）の<u>成果を含む実施</u>状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 組織全体（内部監査室除く。）にわたって、<u>関係法令の遵守及び</u>原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p>	<p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、全社規程である「職制および職務権限規程」を踏まえ、責任（<u>担当業務に応じて組織の内外に対し業務の内容について説明する責任を含む。</u>）及び権限が第5条（保安に関する職務）、第9条（原子炉主任技術者の職務等）及び第9条の2（電気主任技術者の職務等）に定められ、<u>また、部門相互間の業務の手順が文書化され、組織全体に周知されるとともに、関係する要員が責任を持って業務を遂行できることを確実にする。</u>また、社長は第4条（保安に関する組織）に定める組織以外の全社組織による、「職制および職務権限規程」に基づく保安活動への支援を確実にする。</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 社長は、内部監査室長及び廃炉・汚染水対策最高責任者を管理責任者に任命し、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限を与える。</p> <p>(2) 内部監査室長の管理責任者としての責任及び権限</p> <p>a) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び<u>その実効性を維持すること</u>を確実にする。</p> <p>b) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムの<u>運用</u>状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 内部監査プロセスを通じて、<u>健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、</u>組織全体にわたって、原子力安全の<u>確保</u>についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) <u>内部監査プロセスを通じて、組織全体にわたって、法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。</u></p> <p>(3) 廃炉・汚染水対策最高責任者の管理責任者としての責任及び権限</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス（内部監査プロセスを除く。）の確立、実施及び<u>その実効性を維持すること</u>を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステム（内部監査プロセスを除く。）の<u>運用</u>状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) <u>健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、</u>組織全体（内部監査室を除く。）にわたって、原子力安全の<u>確保</u>についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) <u>組織全体（内部監査室を除く。）にわたって、法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。</u></p>	<p><u>追加 21 項目 No. 7</u></p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	品質基準規則追加 21 項目
<p>5.5.3 プロセス責任者 社長は、<u>プロセス責任者</u>に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) プロセスが確立され、実施されるとともに、<u>有効性を継続的に改善</u>する。 b) 業務に従事する要員の、業務・特定原子力施設に対する要求事項についての認識を高める。 c) <u>成果を含む</u>実施状況について評価する（5.4.1 及び 8.2.3 参照）。 d) 安全文化を醸成するための活動を促進する。 	<p>5.5.3 管理者 (1) 社長は、<u>第5条に示す管理者（社長及び管理責任者を除く。）</u>に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) プロセスが確立され、実施されるとともに、<u>実効性を維持</u>する。 b) 業務に従事する要員の、業務・特定原子力施設に対する要求事項についての認識を高める。 c) <u>業務の実施状況</u>について評価する（5.4.1 及び 8.2.3 参照）。 d) <u>健全な安全文化を育成し、及び維持</u>する。 e) <u>法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。</u> <p>(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、<u>原子力安全のためのリーダーシップを發揮し、以下の事項を確実に実施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視及び測定する。 b) 要員が原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取り組みを積極的に行えるようする。 c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。 d) 常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、積極的に特定原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようする。 e) 要員が、積極的に業務の改善に対して貢献できるようする。 <p>(3) 管理者は、所掌する業務に関する自己評価をあらかじめ定められた間隔で実施する。この自己評価には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものも含める。</p>	関係法令等の改正に伴う変更 追加 21 項目 No. 3 追加 21 項目 No. 9 追加 21 項目 No. 7
<p>5.5.4 内部コミュニケーション 社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、<u>マネジメントレビューや福島第一廃止措置保安委員会等を通じて</u>、品質マネジメントシステムの<u>有効性</u>についての情報交換が行われることを確実にする。</p>	<p>5.5.4 内部コミュニケーション 社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの<u>実効性</u>についての情報交換が行われることを確実にする。</p>	
<p>5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ<u>有効</u>であることを確実にするために、「<u>QA-18</u> マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて隨時実施する。 (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。 (3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。 	<p>5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切かつ妥当であること及び<u>実効性が維持されていることを評価</u>するために、「マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、<u>年1回以上</u>品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて隨時実施する。 (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。 (3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。 	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	品質基準規則追加 21 項目
<p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 監査の結果 b) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方 c) プロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）並びに検査及び試験の結果 d) 予防処置及び是正処置の状況 e) 安全文化を醸成するための活動の実施状況 f) 関係法令の遵守状況 g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 i) 改善のための提案 <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット (1) マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善 b) 業務の計画及び実施にかかる改善 c) 資源の必要性 	<p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 内部監査の結果 b) 原子力安全の達成に関する外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）を受けた場合の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。） c) プロセスの運用状況 d) 自主検査等の結果 e) 品質目標の達成状況 f) 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取り組みの状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。） g) 法令・規制要求事項の遵守状況 h) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。） i) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 k) 改善のための提案 l) 資源の妥当性 m) 保安活動の改善のためにとった措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内部及び外部の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性 <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット (1) マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの実効性の維持に必要な改善 b) 業務の計画及び実施に係る改善 c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のための資源の必要性 d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。） e) 法令・規制要求事項の遵守に関する改善 	<p>関係法令等の改正に伴う変更 <u>追加 21 項目 No. 13</u></p>
<p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の提供 組織は、人的資源、特定原子力施設、作業環境を含め、原子力安全に必要な資源を提供する。</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量を有する。</p>	<p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の提供 組織は、原子力を安全を確実なものにするために必要な人的資源、インフラストラクチャ、作業環境及びその他必要な資源を明確にし、確保し、提供する。</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般 組織は、業務の実施に必要な技能及び経験を有し、力量のある者を要員に充てる。この力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含める。</p>	<p><u>追加 21 項目 No. 4</u></p> <p><u>追加 21 項目 No. 6</u></p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	品質基準規則追加 21 項目
<p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識 組織は、次の事項を「<u>NH-30 教育及び訓練基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）</u>」に従つて実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) <u>原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u> b) <u>該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）、その必要な力量に到達することができるよう</u>に教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。 c) 教育・訓練又は他の処置の<u>有効性</u>を評価する。 d) <u>組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。</u> e) <u>教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する（4.2.4 参照）。</u> <p>6.3 <u>特定原子力施設</u> 組織は、原子力安全の達成のために必要な<u>特定原子力施設を「QI-55 保守管理基本マニュアル」及び「DF-57 廃止措置基本マニュアル」に基づき明確にし、維持管理する。また、原子力安全の達成のために必要な特定原子力施設を維持するためのインフラストラクチャ</u>を関連するマニュアル等にて明確にし、維持する。</p> <p>6.4 作業環境 組織は、<u>放射線に関する作業環境を基本とし、異物管理や火気管理等の作業安全に関する作業環境を含め、原子力安全の達成のために必要な作業環境を関連するマニュアル等にて明確にし、運営管理する。</u></p>	<p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識 組織は、<u>要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、</u>次の事項を「教育及び訓練基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に従つて実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 要員に必要な力量を明確にする。 b) <u>要員の力量を確保するために、教育・訓練を行うか、又は他の処置（必要な力量を有する要員を新たに配属又は採用することを含む。）</u>をとる。 c) 教育・訓練又は他の処置の<u>実効性</u>を評価する。 d) 要員が、<u>原子力安全に対する</u>自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成<u>及び品質マネジメントシステムの実効性の維持</u>に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。 e) <u>力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録を維持する（4.2.4 参照）。</u> <p>6.3 <u>インフラストラクチャ</u> 組織は、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャを関連するマニュアル等にて明確にし、<u>提供し、維持する。</u></p> <p>6.4 作業環境 組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を関連するマニュアル等にて明確にし、運営管理する。<u>この作業環境は、作業場所の放射線量を基本とし、異物管理や火気管理等の作業安全に関する事項及び温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含める。</u></p>	関係法令等の改正に伴う変更 <u>追加 21 項目 No. 20</u>
<p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 組織は、保安活動に必要な業務のプロセス<u>を</u>計画し、運転管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、<u>保守</u>管理、廃止措置、緊急時の措置、<u>関係</u>法令の遵守<u>及び</u>安全文化醸成活動の各基本マニュアルに定める。また、各基本マニュアルに基づき、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</p> <p>(2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる（4.1参照）。</p> <p>(3) 組織は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) <u>業務・特定原子力施設に対する品質目標及び要求事項</u> b) <u>業務・特定原子力施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</u> c) <u>その業務・特定原子力施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動</u>、並びにこれらの合否判定基準 d) <u>業務・特定原子力施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するため必要な記録（4.2.4 参照）</u> e) <u>この業務の計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した形式</u>にする。 	<p>7. 業務に関する計画の策定及び業務の実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 組織は、保安活動に必要な業務のプロセスの<u>計画を策定</u>し、運転管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、<u>施設</u>管理、廃止措置、緊急時の措置、法令等の遵守、<u>健全な安全文化の育成及び維持</u>の各基本マニュアルに定める。また、各基本マニュアルに基づき、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。<u>この計画の策定においては、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（4.1 (2) c) 参照）を考慮する。</u></p> <p>(2) 業務の計画（<u>計画を変更する場合を含む。</u>）は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる（4.1 (5) g) 参照）。</p> <p>(3) 組織は、<u>プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じうるプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む</u>業務の計画の策定及び変更に当たって、次の各事項について適切に明確化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) <u>業務の計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果（5.4.2 (2) a) と同じ。）</u> b) <u>業務・特定原子力施設に対する品質目標及び要求事項</u> c) <u>業務・特定原子力施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</u> d) <u>その業務・特定原子力施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、自主検査等</u>、並びにこれらの合否判定基準 e) <u>業務・特定原子力施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するため必要な記録（4.2.4 参照）</u> <p>(4) この業務の計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した<u>もの</u>とする。</p>	<u>追加 21 項目 No. 19</u>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	品質基準規則追加 21 項目
<p>7.2 業務・特定原子力施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・特定原子力施設に対する要求事項の明確化 組織は、次の事項を「業務の計画」（7.1参照）において明確にする。</p> <p>a) 業務・特定原子力施設に適用される法令・規制要求事項</p> <p>b) 明示されてはいないが、業務・特定原子力施設に不可欠な要求事項</p> <p>c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて</p> <p>7.2.2 業務・特定原子力施設に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) 組織は、「NI-32 文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき業務・特定原子力施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</p> <p>(2) レビューでは、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 業務・特定原子力施設に対する要求事項が定められている。</p> <p>b) 業務・特定原子力施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</p> <p>c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>(4) 業務・特定原子力施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。</p> <p>(5) 業務・特定原子力施設に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション 組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るため効果的な方法を「DF-21 外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。</p>	<p>7.2 業務・特定原子力施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・特定原子力施設に対する要求事項の明確化 組織は、次の事項を「業務の計画」（7.1参照）において明確にする。</p> <p>a) 明示されてはいないが、業務・特定原子力施設に不可欠な要求事項</p> <p>b) 業務・特定原子力施設に適用される法令・規制要求事項</p> <p>c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて</p> <p>7.2.2 業務・特定原子力施設に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) 組織は、「文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき、業務・特定原子力施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</p> <p>(2) レビューでは、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 業務・特定原子力施設に対する要求事項が定められている。</p> <p>b) 業務・特定原子力施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</p> <p>c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>(4) 業務・特定原子力施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。</p> <p>(5) 業務・特定原子力施設に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション 組織は、原子力安全に関して組織の外部の者とのコミュニケーションを図るため、以下の事項を含む実効性のある方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。</p> <p>a) 組織の外部の者と効果的に連絡をとり、適切に情報を通知する方法</p> <p>b) 予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</p> <p>c) 原子力安全に関連する必要な情報を組織の外部の者へ確実に提供する方法</p> <p>d) 原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p>	関係法令等の改正に伴う変更
<p>7.3 設計・開発 組織は、特定原子力施設を対象として、「DF-57 廃止措置基本マニュアル」に基づき設計・開発の管理を実施する。</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 組織は、特定原子力施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。</p> <p>(2) 設計・開発の計画において、組織は次の事項を明確にする。</p> <p>a) 設計・開発の段階</p> <p>b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認</p> <p>c) 設計・開発に関する責任（<u>保安活動の内容について説明する</u>責任を含む。）及び権限</p> <p>(3) 組織は、効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインターフェースを運営管理する。</p> <p>(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。</p>	<p>7.3 設計・開発 組織は、特定原子力施設を対象として、「設計管理基本マニュアル」及び「廃止措置基本マニュアル」に基づき設計・開発の管理を実施する。</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 組織は、特定原子力施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。この設計・開発は、設備、施設、ソフトウェアの設計・開発並びに原子力安全のために重要な手順書等の新規制定及び重要な変更を対象とする。また、計画には、不適合及び予期せぬ事象の発生を未然に防止するための活動（4.1 (2) c) の事項を考慮して行うものを含む。）を含める。</p> <p>(2) 設計・開発の計画において、組織は次の事項を明確にする。</p> <p>a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>b) 設計・開発の段階</p> <p>c) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認並びに管理体制</p> <p>d) 設計・開発に関する責任（説明責任を含む。）及び権限</p> <p>e) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>(3) 組織は、実効的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインターフェースを運営管理する。</p> <p>(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。</p>	追加 21 項目 No. 7

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	品質基準規則追加 21 項目
<p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 特定原子力施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する（4.2.4参照）。インプットには次の事項を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 機能及び性能に関する要求事項 b) <u>適用される法令・規制要求事項</u> c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 <p>(2) 特定原子力施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい（曖昧）でなく、相反する事がないようにする。</p>	<p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) <u>業務・</u>特定原子力施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する（4.2.4参照）。インプットには次の事項を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 機能及び性能に関する要求事項 b) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 c) <u>適用される法令・規制要求事項</u> d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 <p>(2) <u>業務・</u>特定原子力施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい（曖昧）でなく、相反する事がないようにする。</p>	関係法令等の改正に伴う変更
<p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、<u>リリース前に</u>、承認<u>を受ける</u>。</p> <p>(2) 設計・開発からのアウトプットは次の状態とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。 b) 調達、業務の実施（特定原子力施設の使用<u>を含む。</u>）に対して適切な情報を提供する。 c) 関係する<u>検査及び試験</u>の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。 d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な特定原子力施設の特性を明確にする。 	<p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、<u>次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ</u>、承認<u>する</u>。</p> <p>(2) 設計・開発からのアウトプットは次の状態とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。 b) 調達、業務の実施<u>及び</u>特定原子力施設の使用に対して適切な情報を提供する。 c) 関係する<u>自主検査等</u>の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。 d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な特定原子力施設の特性を明確にする。 	7.3.3 設計・開発からのアウトプット(2)c) 1F 特有
<p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに（7.3.1参照）体系的なレビューを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。 b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。 <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。</p>	<p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに（7.3.1参照）体系的なレビューを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。 b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。 <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。</p>	
<p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに（7.3.1参照）検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p>	<p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに（7.3.1参照）、<u>プロセスの次の段階に移行する前に</u>検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p>	
<p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 結果として得られる特定原子力施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法（7.3.1参照）に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</p> <p>(2) 実行可能な場合にはいつでも、特定原子力施設の使用前に、妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。</p>	<p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 結果として得られる<u>業務・</u>特定原子力施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法（7.3.1参照）に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。<u>この妥当性確認は、特定原子力施設の設置後でなければ実施することができない場合は、当該特定原子力施設の使用を開始する前に実施する。</u></p> <p>(2) 実行可能な場合にはいつでも、<u>業務の実施及び</u>特定原子力施設の使用<u>の</u>前に、妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。</p>	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	品質基準規則追加 21 項目
<p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>(2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の特定原子力施設を構成する要素及び関連する特定原子力施設に及ぼす影響の評価を含める。</p> <p>(4) 変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。</p>	<p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>(2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の特定原子力施設を構成する要素（<u>材料又は部品</u>）及び関連する特定原子力施設に及ぼす影響の評価を含める。</p> <p>(4) 変更のレビュー、<u>検証及び妥当性確認</u>の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。</p>	関係法令等の改正に伴う変更
<p>7.4 調達</p> <p>組織は、「<u>DF-57 廃止措置基本マニュアル</u>」及び「<u>QD-15 原子燃料調達基本マニュアル</u>」に基づき調達を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</p> <p>(2) 供給者及び調達製品に対する管理の<u>方式</u>及び程度は、<u>調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める</u>。</p> <p>(3) 組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。</p> <p>(4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(5) 組織は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する方法を定める。</p>	<p>7.4 調達</p> <p>組織は、「<u>調達管理基本マニュアル</u>」、「<u>廃止措置基本マニュアル</u>」及び「<u>原子燃料調達基本マニュアル</u>」に基づき調達を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</p> <p>(2) <u>保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品に対する管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、業務委託の範囲を明確に定めることを含む。）を定める。この場合、一般産業用工業品については、評価に必要な情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が特定原子力施設として使用できることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</u></p> <p>(3) 組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。</p> <p>(4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(5) 組織は、<u>適切な調達の実施に必要な事項（調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者等と共有する場合に必要な措置に関する方法を含む。）を定める。</u></p>	追加 21 項目 No. 12
<p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) <u>調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。</u></p> <p>a) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</p> <p>b) 要員の<u>適格性確認</u>に関する要求事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項</p> <p>e) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</p> <p>(3) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p>	<p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) <u>組織は、調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当する事項を含める。</u></p> <p>a) 製品、<u>業務の手順及びプロセス並びに設備の承認に関する要求事項</u></p> <p>b) 要員の<u>力量</u>に関する要求事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>d) 不適合の報告（<u>偽造品、不正品等の報告を含む。</u>）及び処理に関する要求事項</p> <p>e) <u>健全な安全文化を育成し、及び維持するため必要な要求事項</u></p> <p>f) <u>一般産業用工業品を特定原子力施設に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</u></p> <p>g) <u>その他調達製品に必要な要求事項</u></p> <p>(2) <u>組織は、供給者の工場等で自主検査等又はその他の業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関する事項を調達要求事項に含める。</u></p> <p>(3) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</p> <p>(4) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p>	追加 21 項目 No. 12 追加 21 項目 No. 11
<p>7.4.3 調達製品の検証</p> <p>(1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な<u>検査又はその他の活動</u>を定めて、実施する。</p> <p>(2) 組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、<u>組織は、</u>その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中に明確にする。</p>	<p>7.4.3 調達製品の検証</p> <p>(1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な<u>検証方法</u>を定めて、実施する。</p> <p>(2) <u>組織は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品の供給者からの出荷の可否の決定の方法を調達要求事項の中で明確にする。</u></p>	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	品質基準規則追加 21 項目
<p>7.5 業務の実施</p> <p>7.5.1 業務の管理</p> <p>組織は、「業務の計画」（7.1参照）に基づき<u>業務を</u>管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</p> <p>a) <u>原子力安全との係わりを述べた</u>情報が利用できる。</p> <p>b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。</p> <p>c) 適切な設備を使用している。</p> <p>d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>e) 監視及び測定が実施されている。</p> <p>f) <u>業務のリリース</u>が実施されている。</p> <p>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか<u>不具合</u>が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</p> <p>a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</p> <p>b) 設備の承認及び要員の<u>適格性</u>確認</p> <p>c) 所定の方法及び手順の適用</p> <p>d) <u>記録に関する要求事項</u>（4.2.4 参照）</p> <p>e) 妥当性の再確認</p> <p>7.5.3 識別及びトレーサビリティ</p> <p>(1) <u>必要な場合には</u>、組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・特定原子力施設を識別する。</p> <p>(2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・特定原子力施設の状態を識別する。</p> <p>(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・特定原子力施設について一意の識別を管理し、記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>7.5.4 組織外の所有物</p> <p>組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>7.5.5 調達製品の保存</p> <p>組織は、関連するマニュアル等に基づき、調達製品の検証後、受入から据付（使用）までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を<u>保存</u>する。この<u>保存</u>には、<u>該当する場合</u>、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。<u>保存は</u>、取替品、予備品にも適用する。</p>	<p>7.5 業務の実施</p> <p>7.5.1 業務の管理</p> <p>組織は、「業務の計画」（7.1参照）に基づき、<u>管理された状態で業務を</u>実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。</p> <p>a) <u>以下の事項を含む特定原子力施設の保安のために必要な</u>情報が利用できる。</p> <p>i. <u>保安のために使用する機器等又は実施する業務の特性</u></p> <p>ii. <u>当該機器等の使用又は業務の実施により達成すべき結果</u></p> <p>b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。</p> <p>c) 適切な設備を使用している。</p> <p>d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>e) 監視及び測定が実施されている。</p> <p>f) <u>プロセスの次の段階に進むことの承認</u>が実施されている。</p> <p>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか<u>不適合その他の事象</u>が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) <u>妥当性確認の結果の記録を維持する</u>（4.2.4 参照）。</p> <p>(4) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</p> <p>a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</p> <p>b) 設備の承認及び要員の<u>力量の</u>確認</p> <p>c) 所定の方法及び手順の適用</p> <p>d) <u>妥当性の再確認</u>（<u>対象となるプロセスを変更した場合の再確認及び一定時間経過した後に行う定期的な再確認を含む。</u>）</p> <p>7.5.3 識別及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・特定原子力施設を識別し管理する。</p> <p>(2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・特定原子力施設の状態を識別し管理する。</p> <p>(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・特定原子力施設について一意の識別を管理し、記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>7.5.4 組織の外部の者の所有物</p> <p>組織は、組織の外部の者の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>7.5.5 調達製品の管理</p> <p>組織は、関連するマニュアル等に基づき、調達製品の検証後、受入から据付（使用）までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を<u>管理</u>する。この<u>管理</u>には、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。<u>また</u>、取替品、予備品にも適用する。</p>	関係法令等の改正に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	品質基準規則追加 21 項目
<p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>(1) 業務・特定原子力施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を関連するマニュアル等に定める。</p> <p>(2) 組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立し、関連するマニュアル等に定める。</p> <p>(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、「<u>DF-57 廃止措置基本マニュアル</u>」に基づき、次の事項を満たす。</p> <p>a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する（4.2.4 参照）。</p> <p>b) <u>機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</u></p> <p>c) <u>校正の状態を明確にするために識別を行う。</u></p> <p>d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p><u>さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する（4.2.4 参照）。組織は、その機器、及び影響を受けた業務・特定原子力施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。</u></p> <p>(4) 規定要求事項にかかる監視及び測定に<u>コンピュータソフトウェア</u>を使う場合には、その<u>コンピュータ</u>ソフトウェアによって意図した監視及び測定ができる事を確認する。この確認は、最初に使用者の間に先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p>	<p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>(1) 業務・特定原子力施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を関連するマニュアル等に定める。</p> <p>(2) 組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立し、関連するマニュアル等に定める。</p> <p>(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、「<u>施設管理基本マニュアル</u>」及び「<u>廃止措置基本マニュアル</u>」に基づき、次の事項を満たす。</p> <p>a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する（4.2.4 参照）。</p> <p>b) <u>校正の状態を明確にするために識別を行う。</u></p> <p>c) <u>機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</u></p> <p>d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p><u>(4) 測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する（4.2.4 参照）。組織は、その機器、及び影響を受けた業務・特定原子力施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。</u></p> <p>(5) 規定要求事項にかかる監視及び測定にソフトウェアを使う場合には、そのソフトウェアによって意図した監視及び測定ができる事を確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p>	関係法令等の改正に伴う変更
<p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <p>a) 業務・特定原子力施設に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの<u>有効性</u>を継続的に改善する。</p> <p>(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 <u>原子力安全の達成</u></p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの<u>成果を含む実施状況の測定の一つ</u>として、原子力安全を達成しているかどうかに關して外部がどのように受けとめているかについての情報を<u>監視</u>する。この情報の入手及び使用の方法を「<u>DF-21 外部コミュニケーション基本マニュアル</u>」に定める。</p>	<p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 <u>監視及び測定、分析、評価及び改善</u></p> <p>(1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析、<u>評価</u>及び改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <p>a) 業務・特定原子力施設に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの<u>パフォーマンス及び実効性</u>を継続的に改善する。 <u>このプロセスには、取り組むべき改善に關係する部門の管理者等の要員を含め、組織が當該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含める。</u></p> <p>(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</p> <p>(3) <u>監視及び測定の結果は、要員が容易に取得し、利用できるようにする。</u></p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 <u>組織の外部の者の意見</u></p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの<u>監視及び測定の一環</u>として、原子力安全を達成しているかどうかに關して外部がどのように受けとめているかについての情報を<u>把握</u>する。この情報の入手及び使用の方法を「<u>外部コミュニケーション基本マニュアル</u>」及び「<u>セルフアセスメント実施基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）</u>」に定める。</p>	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	品質基準規則追加 21 項目
<p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織のうち客観的な評価を行う部門は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で「AM-19 原子力品質監査基本マニュアル」に基づき内部監査を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムが、<u>業務の計画</u>（7.1 参照）に適合しているか、JEAC4111 の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムが<u>効果的</u>に実施され、維持されているか。</p> <p>(2) 組織は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、<u>監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定する。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。監査員は自らの業務を監査しない。</u></p> <p>(3) <u>監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任及び権限、並びに要求事項を「AM-19 原子力品質監査基本マニュアル」に定める。</u></p> <p>(4) <u>監査及びその結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。</u></p> <p>(5) <u>監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める（8.5.2 参照）。</u></p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、「NI-37 セルフアセスメント実施基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」（<u>第10条（原子炉施設の定期的な評価）を含む</u>）に基づき、適切な方法を適用する。</p> <p>(2) <u>これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</u></p> <p>(3) <u>計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に修正及び是正処置をとる。</u></p>	<p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織のうち客観的な評価を行う部門は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、<u>保安活動の重要度に応じて</u>、あらかじめ定められた間隔で「原子力品質監査基本マニュアル」に基づき内部監査を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムが、<u>本品質マネジメントシステム計画</u>の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムが<u>実効的に</u>実施され、維持されているか。</p> <p>(2) 組織は、監査の対象となる<u>部門、業務、プロセス</u>及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して監査プログラムを策定し、<u>実施するとともに、監査の実効性を維持</u>する。</p> <p>(3) <u>監査の基準、範囲、頻度、方法及び責任を規定する。</u></p> <p>(4) <u>監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。</u></p> <p>(5) <u>監査員又は監査に関わる管理者（社長を除く。）は、自らの業務又は自らの管理下にある業務を監査しない。</u></p> <p>(6) <u>監査の計画及び実施、結果の報告並びに記録の作成及び管理について、責任及び権限並びに要求事項を「原子力品質監査基本マニュアル」に定める。この責任及び権限には、必要に応じて監査員又は監査を実施した部門が社長に直接報告する権限を含める。</u></p> <p>(7) <u>監査及びその結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。</u></p> <p>(8) <u>監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に監査結果を通知する。</u></p> <p>(9) <u>監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。組織は、フォローアップとして、とられた措置の検証及び検証結果を報告させる（8.5.2 参照）。</u></p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び適用可能な場合に行う測定には、「セルフアセスメント実施基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき、適切な方法を適用する。</p> <p><u>監視及び測定の対象には、業務・特定原子力施設に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</u></p> <p>a) <u>監視及び測定の実施時期</u></p> <p>b) <u>監視及び測定の結果の分析及び評価の方法並びにその時期</u></p> <p>(2) <u>監視及び測定の実施に際しては、保安活動の重要度に応じて、PI を用いる（4.1 (5) c 参照）。</u></p> <p>(3) <u>これらの方法は、プロセスが品質マネジメントシステムの計画（5.4.2 (1) 参照）及び業務の計画（7.1 (1) 参照）で定めた結果を得ることができることを実証するものとする。</u></p> <p>(4) <u>組織は、監視及び測定の結果に基づき、業務の改善のために、必要な措置をとる。</u></p> <p>(5) <u>計画どおりの結果が達成できない又はできないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切に修正及び是正処置をとる。</u></p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p> <p>追加 21 項目 No. 10</p>
		<p>追加 21 項目 No. 14</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	品質基準規則追加 21 項目
<p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>(1) 組織は、特定原子力施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「QI-51 運転管理基本マニュアル」及び「DF-57 廃止措置基本マニュアル」に基づき、<u>特定原子力施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画（7.1 参照）に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する（4.2.4 参照）。</u></p> <p>(2) 検査及び試験要員の独立の程度を定める。</p> <p>(3) リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を記録する（4.2.4 参照）。</p> <p>(4) 業務の計画（7.1 参照）で決めた検査及び試験が完了するまでは、<u>当該特定原子力施設を据え付けて、運転したり</u>しない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</p>	<p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、特定原子力施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「<u>検査及び試験基本マニュアル</u>」「運転管理基本マニュアル」及び「廃止措置基本マニュアル」に基づき、業務の計画（7.1 参照）に従って、適切な段階で<u>自主検査等</u>を実施する。</p> <p>(2) <u>自主検査等の合否判定基準への適合の証拠（必要に応じ、使用した試験体、測定機器等に関する記録を含める。）を維持する（4.2.4 参照）。</u></p> <p>(3) <u>プロセスの次の段階に進むことを承認した人を記録する（4.2.4 参照）。</u></p> <p>(4) 業務の計画（7.1 参照）で決めた<u>自主検査等を支障なく</u>完了するまでは、<u>プロセスの次の段階に進むことの承認を</u>しない。ただし、当該の権限をもつ者が<u>計画に定める手順により</u>承認したときは、この限りではない。</p> <p>(5) <u>保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保するため、主任技術者等による確認を実施する。</u></p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更 8.2.4 機器等の検査等 1F 特有</p>
<p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 組織は、業務・特定原子力施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を「NI-31 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に規定する。</p> <p>(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上 の方法で、不適合を処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。 b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、<u>その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</u> c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。 d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。 <p>(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</p> <p>(5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「DF-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に定める公開基準に従い、不適合の内容をニュースシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p>	<p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 組織は、業務・特定原子力施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理（<u>不適合を関連する管理者に報告することを含む。</u>）並びにそれに関連する責任及び権限を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に規定する。</p> <p>(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上 の方法で、不適合を処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。 b) 当該の権限をもつ者が、<u>原子力安全に及ぼす影響を評価した上で</u>、特別採用によって、<u>機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行なう。</u> c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置（<u>廃棄を含む。</u>）をとる。 d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。 <p>(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための検証を行う。</p> <p>(5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「トラブル等の報告マニュアル」に定める公開基準に従い、不適合の内容をニュースシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p>	<p>追加 21 項目 No. 8</p>
<p>8.4 データの分析</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び<u>有効性</u>を実証するため、また、品質マネジメントシステムの<u>有効性</u>の継続的な改善の<u>可能性</u>を評価するために、「NI-37 セルフアセスメント実施基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) データの分析によって、次の事項に関する情報を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方（8.2.1 参照） b) 業務・特定原子力施設に対する要求事項への適合（8.2.3 及び 8.2.4 参照） c) <u>予防処置の機会を得ること</u>を含む、プロセス及び特定原子力施設の特性及び傾向（8.2.3 及び 8.2.4 参照） d) 供給者の能力（7.4 参照） 	<p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び<u>実効性</u>を実証するため、また、品質マネジメントシステムの<u>実効性</u>の継続的な改善（<u>品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、実効性を改善することを含む。</u>）の必要性を評価するために、「セルフアセスメント実施基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) データの分析及びこれに基づく評価によって、次の事項に関する情報を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめの傾向及び特徴その他の分析により得られる知見（8.2.1 参照） b) 業務・特定原子力施設に対する要求事項への適合性（8.2.3 及び 8.2.4 参照） c) <u>是正処置を行う端緒となるもの</u>を含む、プロセス及び特定原子力施設の特性及び傾向（8.2.3 及び 8.2.4 参照） d) 供給者の能力（7.4 参照） 	<p>追加 21 項目 No. 21</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	品質基準規則追加 21 項目
<p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善 組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、<u>予防</u>処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの<u>有効性</u>を継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置 (1) 組織は、再発防止のため、「NI-31 不適合管理及び是正処置・<u>予防</u>処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき、<u>不適合</u>の原因を除去する処置をとる。 (2) 是正処置は、検出された不適合の<u>もつ</u>影響に応じたものとする。</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を「NI-31 不適合管理及び是正処置・<u>予防</u>処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に規定する。 a) 不適合のレビュー b) 不適合の原因の特定 c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価 d) 必要な処置の決定及び実施 e) とった処置の結果の記録（4.2.4 参照） f) とった是正処置の有効性のレビュー</p>	<p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善 組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、<u>未然防止</u>処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの<u>実効性を向上させるために必要な変更を行い</u>、継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等 (1) 組織は、<u>不適合その他の事象の</u>再発防止のため、「不適合管理及び是正処置・<u>未然防止</u>処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき、<u>速やかに</u>原因を除去する処置をとる。 (2) 是正処置は、検出された不適合<u>その他の事象の原子力安全に及ぼす</u>影響に応じたものとし、<u>次に定めるところにより速やかに実施</u>する。 a) 是正処置の必要性を、次に定めるところにより評価する。 i. 不適合その他の事象のレビュー及び分析。これには以下の事項を含める。 ①情報の収集、整理 ②技術的、人的及び組織的側面等の考慮 ii. 当該不適合の原因の特定。これには、必要に応じて以下の事項を含める。 ①日常業務のマネジメント ②安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係の整理 iii. 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化。 b) 必要な処置を決定し実施する。 c) とったすべてのは是正処置の実効性をレビューする。 d) 必要な場合には、計画策定段階で決定した業務・特定原子力施設に係る改善のためにとった措置（5.6.2 m）と同じ。）を変更する。 e) 必要な場合には、品質マネジメントシステムを変更する。 f) 原子力安全に対する影響が大きい不適合（単独の事象では影響が小さくても、繰り返し同様の事象が発生することにより原子力安全に及ぼす影響が増大するおそれのあるものを含む。）については、根本的な原因の分析に関する事項を「不適合管理及び是正処置・<u>未然防止</u>処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に規定し、実施する。 g) とったすべての処置の結果を記録し、これを維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(3) (1) 及び(2)に示す事項を「不適合管理及び是正処置・<u>未然防止</u>処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に規定する。 (4) 組織は、「不適合管理及び是正処置・<u>未然防止</u>処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な是正処置をとる。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p> <p>追加 21 項目 No. 21</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	品質基準規則追加 21 項目
<p>8.5.3 <u>予防</u>処置</p> <p>(1) 組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、<u>保安活動の実施によって得られた知見</u>及び他の施設から得られた知見（BWR 事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。）の活用を含め、「NI-31 不適合管理及び是正処置・<u>予防</u>処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき、<u>その原因を除去する処置を決める</u>。この活用には、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することを含む。</p> <p>(2) <u>予防</u>処置は、起こり得る<u>問題の影響</u>に応じたものとする。</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を「NI-31 不適合管理及び是正処置・<u>予防</u>処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 起こり得る不適合及びその原因の特定 b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 c) 必要な処置の決定及び実施 d) とった処置の結果の記録（4.2.4 参照） e) とった予防処置の有効性のレビュー 	<p>8.5.3 <u>未然防止</u>処置</p> <p>(1) 組織は、起こり得る不適合（他の原子炉施設及びその他の施設における不適合その他の事象が、<u>自らの施設で起こる可能性について分析し特定した問題を含む。）</u>が発生することを防止するために、<u>他の原子炉施設及びその他の施設から得られた運転経験等の</u>知見（BWR 事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。）の活用を含め、「不適合管理及び是正処置・<u>未然防止</u>処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき、<u>適切な未然防止処置を講じる</u>。この活用には、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者等と共有することを含む。</p> <p>(2) <u>未然防止</u>処置は、起こり得る<u>不適合の重要性</u>に応じたものとし、次に定めるところにより実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 起こり得る不適合及びその原因を調査する。 b) 未然防止処置の必要性を評価する。 c) 必要な未然防止処置を決定及び実施する。 d) とったすべての未然防止処置の実効性をレビューする。 e) とったすべての処置の結果を記録し、これを維持する（4.2.4 参照）。 <p>(3) (1)及び(2)に示す事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に規定する。</p>	関係法令等の改正に伴う変更